

議題 1 会長及び副会長の選定について

1. 会長及び副会長の選定に関する規則上の規定について

○名古屋市交通問題調査会条例〔抜粋〕

（会長及び副会長）

第 5 条 調査会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

条例上、会長及び副会長については、委員の互選によりこれを定めるとされています。

2. 会長及び副会長の選定について

今回が、委員任期開始後（R7.7.7～）、最初に開催する調査会であることから、条例に定めるところにより、会長及び副会長の選定を行う必要があります。

当調査会の事前説明の際、名城大学の松本幸正教授から、前回も会長を務められ、また交通分野に精通している名古屋大学の森川委員を会長に、高齢社会への対応は重要な視点の一つとなると考えられることから、福祉分野に精通する日本福祉大学の後藤委員を副会長として、推薦のご意見をいただきました。

（推薦案）

役 職	氏 名	備 考
会 長	森川 高行	名古屋大学特任教授
副会長	後藤 澄江	日本福祉大学客員教授

3. 選定

上記推薦案のとおり、森川高行委員を会長に、後藤澄江委員を副会長と選定することについて、別添【様式 1】によりご回答をお願いいたします。